

# 北秋田市第4期障がい福祉計画

## I. 障がい福祉サービスの実施方針

### (1) 計画の前提条件

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の基本理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」等各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度までにおける障害福祉サービス等に関する数値目標やサービス需要の見込みを設定するとともに、サービスの提供体制の整備・充実を図ることとして、策定します。

### (2) 障害者総合支援法の基本理念

障害者総合支援法では、基本理念として以下の点が示されています。これに基づき、引き続き障害福祉サービスの推進に努めます。

#### ① 障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がい者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

#### ② 実施主体の市町村への統一と3障がいに係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、精神障がい者などに対するサービスの充実を図ります。

#### ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等による柔軟なサービス提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### (3)障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

基本指針には障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方として、障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、以下の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービスの量を見込み、計画的な整備を行います。

- ◆必要な訪問系サービスを保障
- ◆希望する障がい児・者等に日中活動系サービスを保障
- ◆共同生活援助（グループホーム）等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ◆福祉施設から一般就労への移行等を推進

### (4)計画期間

「北秋田市障がい福祉計画」は、平成 29 年度までを第 4 期計画期間とします。平成 29 年度に見直しを行い、次期計画を策定します。

## (5)障がい福祉サービスのとらえ方

障害者総合支援法に基づくサービスは、「自立支援給付」によるサービスと、「地域生活支援事業」によるサービスを実施しています。また障がい児を対象とした施設・事業は、児童福祉法によるサービスを実施しています。

### 障がい福祉サービス体系



## II. 第3期計画の実施状況

### (1) 障がい福祉サービスの実績

#### ① 訪問系サービス

在宅の障がい者を訪問して生活支援を行うサービスです。

#### サービスの内容

種類	名 称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で入浴や排泄、食事などの介助を受ける。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をする。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介助が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などをする。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動援助等を行う。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な人のなかでも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

利用実績は、人数で計画値を上回っています。

#### 訪問系サービスの利用実績

(1 か月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問系サービス 合計	実績	32 人/6,203 時間	31 人/7,092 時間	42 人/6,982 時間
	計画	28 人/ 7,620 時間	30 人/ 12,000 時間	30 人/ 12,000 時間

## ② 日中活動系のサービス

入所施設や通所施設で昼間の活動を支援するサービスです。

### サービスの内容

種類	名称	内容
介護 給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、介護や世話をする。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の世話、創作的活動などの機会を提供する。
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
介護 給付	短期入所	家で介護する人が病気などの場合、短期間、施設へ入所する。

利用実績で、利用人数は計画値を上回っていますが、利用人日は計画値を下回っています。

サービス別では、平成 25 年度以降、就労継続支援事業（B 型）が大幅に増加し、計画値を上回る状況となっています。

日中活動系サービスの利用実績

(1 か月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中活動系サービス 合計	実績	141 人/1,595 人日	136 人/1,775 人日	135 人/1,829 人日
	計画	115 人/2,079 人日	112 人/2,089 人日	114 人/2,100 人日
生活介護	実績	12 人/100 人日	12 人/141 人日	12 人/151 人日
	計画	12 人/242 人日	12 人/242 人日	12 人/242 人日
療養介護	実績	4 人	6 人	5 人
	計画	5 人	5 人	5 人
自立訓練 (機能訓練)	実績	1 人/10 人日	0 人/0 人日	2 人/26 人日
	計画	1 人/22 人日	1 人/22 人日	1 人/22 人日
自立訓練 (生活訓練)	実績	20 人/255 人日	17 人/278 人日	18 人/160 人日
	計画	18 人/380 人日	18 人/380 人日	18 人/380 人日
就労移行支援	実績	7 人/140 人日	7 人/88 人日	5 人/52 人日
	計画	5 人/105 人日	6 人/105 人日	6 人/106 人日
就労継続支援 (A型)	実績	7 人/90 人日	4 人/30 人日	1 人/22 人日
	計画	6 人/110 人日	6 人/110 人日	7 人/110 人日
就労継続支援 (B型)	実績	81 人/950 人日	83 人/1,156 人日	84 人/1,363 人日
	計画	62 人/1,150 人日	62 人/1,150 人日	62 人/1,150 人日
短期入所	実績	9 人/50 人日	7 人/82 人日	8 人/55 人日
	計画	6 人/70 人日	7 人/80 人日	8 人/90 人日

※人日とは、量の単位の一つで、何人が何日間利用したのかを表したもの。  
「人数×日数」で計算され、例えば2人が5日利用すると、10人日となる。

### ③ 居住系サービス

主に夜間において、施設または共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護または相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

#### サービスの内容

種類	名称	内容
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営む人に共同生活の場において、家事等の日常生活上の支援や相談支援を行う。
介護 給付	施設入所支援	施設に入所している人に入浴、排泄、食事の世話などの支援を行う。

利用実績は、平成 25 年度までは計画値を下回る状況でしたが、平成 26 年度は施設入所支援事業の新体系への移行が進み、利用人員が大幅に計画値を上回っています。サービス別では、施設入所支援事業を除き、実績値が計画値を下回っています。

#### 居住系サービスの利用実績

(1月あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居住系サービス 合計	実績	53 人	66 人	163 人
	計画	55 人	119 人	137 人
施設入所支援	実績	146 人	145 人	144 人
	計画	141 人	138 人	135 人
共同生活援助 (グループホーム)	実績	38 人	38 人	38 人
	計画	40 人	45 人	49 人
共同生活介護 (ケアホーム)	実績	38 人	38 人	38 人
	計画	40 人	45 人	49 人

### ④ 相談支援（サービス等利用計画）

障がいのある人や障がいのある児童の保護者または障がいのある人の介護や支援を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な方に対するサービス等利用計画作成を行います。

### サービスの内容

名 称	内 容
計画相談支援	障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。 また、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談等を行う。

計画相談支援、地域定着支援は利用が急増しており、実績値が計画値を大幅に上回っています。一方、地域移行支援の利用実績はほとんどみられません。

### 相談支援(サービス等利用計画)の利用実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	実績	41 人	166 人	882 人
	計画	69 人	190 人	234 人
地域移行支援	実績	0 人	0 人	3 人
	計画	87 人	87 人	87 人
地域定着支援	実績	0 人	144 人	544 人
	計画	87 人	87 人	87 人

### ⑤障害児通所支援事業

未就学の障がいがある子どもに日常生活における基本的な動作の指導等を行う児童発達支援、肢体不自由児に発達支援や治療を行う医療型児童発達支援、就学中の障がいのある子どもに授業の終了後などに生活能力を向上するために必要な訓練を行う放課後等デイサービス、保育所を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援の施策を推進していきます。

また、障害児通所支援の利用申請手続きにおいて障がいのある児童の心身の状況や環境、障がいのある児童又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」の作成を行います。



## 障がい児通所支援の概要

名 称	内 容
児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適応することができるよう、療育目標を設定した個別プログラムのもとに、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行う。
医療型児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体の状態により治療も行う。
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進する。

### ⑥障害児相談支援事業

基本相談支援のほか、障がいのある子どもが障害児通所支援を利用する際の申請手続きにおいて、障がいのある子どもの心身の状況や環境、障がいのある子ども又は保護者の意向などを踏まえて「障害児支援利用計画」の作成を行います。

障害児支援利用計画は、児童福祉法に基づき市が指定する障害児相談支援事業者が作成し、障害児通所支援開始後は一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

### (2) 地域生活支援事業の実績

地域生活支援事業は、障害者自立支援法により創設されたもので、介護給付・訓練等給付サービスやその他支援事業等の自立支援給付とともに、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、地域が自主的かつ柔軟に提供できるように、市・県が実施主体となって実施します。

全体的には、計画の見込みを下回る事業がみられますが、利用実績は概ね堅調に推移しています。

## ① 相談支援事業

3種の障がい者手帳所持者など障がいのある人やその保護者・介助者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、必要なサービス利用につながる支援などを行います。

### 相談支援事業の実績

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	実績	5ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
	計画	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
地域自立支援協議会	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
相談支援機能強化事業	実績	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
住宅入居等支援事業	実績	0件	0件	0件
	計画	1件	1件	1件
成年後見制度利用支援事業	実績	0件	1件	0件
	計画	1件	1件	1件

## ② 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図るサービスです。

手話通訳者等派遣事業は、毎年度2人の利用がみられますが、要約筆記者等派遣事業は、近年利用がみられません。

### 意思疎通支援事業の実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者等派遣事業	実績	2人	2人	2人
	計画	2人	2人	2人
要約筆記者等派遣事業	実績	0人	0人	0人
	計画	1人	1人	1人

## ③ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に自立生活支援用具、ストマなどの排泄管理支援用具等を給付または貸与するサービスです。

排泄管理支援用具については、平成25年度以降、実績値が計画値を上回

っています。その他については、平成 26 年度は、実績値は計画値の範囲内  
となっています。

### 日常生活用具給付等事業の実績

(1年あたり)		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護訓練支援用具	実績	2件	0件	1件
	計画	2件	2件	2件
自立生活支援用具	実績	5件	7件	1件
	計画	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	実績	0件	6件	1件
	計画	2件	2件	2件
情報・意志疎通支援用具	実績	5件	5件	3件
	計画	4件	4件	4件
排泄管理支援用具	実績	906件	957件	1,079件
	計画	900件	900件	900件
住宅改修費	実績	2件	0件	1件
	計画	2件	2件	2件

#### ④ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者・児等が社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加活動などでの外出を支援するサービスです。

個別支援型の利用人数・利用回数ともに計画値を下回っています。車両移動型の利用人数は平成25年度以降、計画値を上回り、利用回数は平成26年に計画値を上回る結果となっています。

#### 移動支援事業の実績

(1年あたり)		平成24年度	平成25年度	平成26年度
個別支援型	実績	6人/634回 (206時間)	6人/778回 (416時間)	5人/768回 (432時間)
	計画	15人/960回 (720時間)	15人/960回 (720時間)	15人/960回 (720時間)
車両移送型	実績	35人/2,627回	42人/2,586回	45人/2,820回
	計画	35人/2,800回	35人/2,800回	35人/2,800回

#### ⑤ 地域活動支援センター

本市では、地域活動支援センターは市内1ヶ所で運営されており、基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動の機会の提供を実施しています。

利用者は、平成24年度から平成26年度まで8人で推移しています。

### 地域活動支援センターの実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業所数	実績	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	計画	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
利用者	実績	8人	8人	8人
	計画	10人	10人	12人

#### ⑥ 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活の中で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

現在は実施しておりませんが、今後の実施について検討しています。

#### ⑦ 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。市ではピアサポートを行っている事業所1ヶ所に対して補助金を交付しています。

#### ⑧ 成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に担う人材を育成するために市民後見人等を活用した法人後見の支援を行います。現在は実施しておりませんが、今後の実施について検討しています。

#### ⑨ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。平成25年度から2年間を受講期間として実施していて15名の方が修了しました。今後も継続して実施します。

⑩ その他、日常生活支援・社会参加支援のための事業

本市では、以下の5事業を実施しています。利用者負担については、障がい福祉サービスと同様に、月額負担上限額を設定し利用者負担の軽減を図っています。

日常生活支援・社会参加支援の実績

(1年あたり)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉ホーム事業	実績	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
	計画	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
訪問入浴サービス事業	実績	2人	2人	3人
	計画	3人	3人	3人
日中一時支援事業	実績	29人	25人	26人
	計画	26人	27人	27人
生活サポート事業	実績	2人	2人	2人
	計画	1人	1人	1人
社会参加促進事業	実績	0人	0人	0人
	計画	3人	3人	3人



『陶芸教室』

## Ⅲ. 第4期計画の目標

---

### (1) 国の示す目標値の考え方

国は平成 29 年度までの数値目標の設定について、以下の考え方を示しています。

#### 数値目標の設定の要点(国の基本的指針より)

##### ①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減。

##### ②福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

##### ③精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とする。
- ・入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。
- ・1 年以上の在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上減少。

##### ④地域生活支援拠点等の整備（新規）

- ・障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備。

## (2) 北秋田市の平成 29 年度までの目標

### ① 施設入所者の地域生活への移行

#### <国の基本指針>

- ・平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上を地域生活へ移行する。
- ・施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減する。

#### <市の目標値>

本市の施設利用者の状況と、現在利用実績のある施設の新体系への移行を勘案して、目標を設定しました。平成 25 年末時点の福祉施設の入所者 145 人のうち 12.4%にあたる 18 人が共同生活援助（グループホーム）など地域生活へ移行することを見込みました。

地域生活を継続できるように、共同生活援助（グループホーム）やケアホームの整備や成年後見制度など権利擁護事業の利用、日中活動の場の確保などに取り組みます。（平成 27 年度 4 月に宿泊型・通所型自立訓練施設 1 ヶ所、共同生活援助（グループホーム）2 ヶ所、平成 28 年度 4 月に共同生活援助（グループホーム）3 ヶ所が社会福祉法人により運営開始予定）

#### 福祉施設入所者の地域生活への移行の目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の入所者数(A)	145 人	平成 26 年3月 31 日の施設入所者数
(A)のうち、平成 29 年度までの地域生活移行者(B)	18 人	施設入所から共同生活援助(グループホーム)、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】 地域生活移行率	12.4%	(B)/(A) ※目標 12%以上
平成 29 年度末時点の入所者数(C)	139 人	平成 29 年度末時点の施設入所者数
【目標値】 入所者数削減率	4.1%	(A-C)/(A) ※目標4%以上



## ② 福祉施設から一般就労への移行等

### <国の基本指針>

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加する。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。

### <市の目標値>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人数が増加することが目標です。本市においては、平成 24 年度の一般就労移行者数は 0 人ですが、平成 29 年度には 1 人が一般就労に移行することを目標とします。

北秋田市障害者自立支援協議会の就労支援部会などで協議しながら、福祉施設や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を深めて取り組んでいきます。（平成 28 年度に北秋田障害者就業・生活支援センター（仮称）設置予定、平成 26 年度に北秋田市障害者自立支援協議会就労支援部会設置）

#### 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	0 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 29 年度の一般就労移行者数(B)	1 人	平成 29 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
増加割合	皆増	(B)/(A) ※目標2倍以上

#### 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(A)	7 人	平成 25 年度末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業所の利用者数(B)	11 人	平成 29 年度末において就労移行支援事業所を利用する者の数
増加率	57.1%	(B) - (A) / (A) ※目標 60%以上

#### 就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数の割合

項目	数値	考え方
【目標値】事業所比率	50.0%	平成 29 年度末の就労移行支援事業所数の見込み数のうち、就労移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数 ※目標 50%以上

### (3) 精神科病院から地域生活への移行促進

退院可能な精神障がい者数及びその地域生活への移行の目標については、県の目標にあわせます。

### (4) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等について、平成 29 年度までに各市町村又は各圏域において少なくとも一つを整備することを基本とすると定められています。今後は県と協議しながら、地域生活支援拠点の整備を考えていきます。

## IV. 障がい福祉サービスの見込み

### (1) 障がい福祉サービスの見込み量

#### ① 訪問系サービス

##### <基本的な考え方>

訪問系サービスは、在宅の障がいのある人の地域生活を支える上で必要不可欠なサービスです。

施設などからの地域生活への移行により、サービスを必要とする障がいのある人が増加することが見込まれます。

障がい者一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保を図ることが求められます。

##### 訪問系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護			
重度訪問介護	35 人	35 人	35 人
同行援護	474 時間	480 時間	480 時間
行動援護			
重度障がい者等包括支援			

##### <推進方策>

- 障がいの状況や種別に合ったサービスが提供されるように、サービス提供事業者に対して障がい特性の理解を促し、サービスの充実に努めます。
- 相談支援事業と連携し、地域住民に対する障がい理解の普及促進を図るとともに、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援対象者の把握に努め、ニーズに応じたサービスの提供に努めます。

#### ② 日中活動系のサービス

##### <基本的な考え方>

施設入所者や入院から地域生活への移行の促進に伴い、サービス利用者が増加することを考慮する必要があります。

また、自立した生活に向け、就労支援に係る事業の充実により一般就労への移行を支えていくことが課題となります。

### 日中活動系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	156 人/3,040 人日	156 人/3,040 人日	156 人/3,040 人日
療養介護	4 人	4 人	4 人
自立訓練（機能訓練）	2 人/38 人日	2 人/40 人日	2 人/40 人日
自立訓練（生活訓練）	9 人/260 人日	9 人/260 人日	9 人/260 人日
就労移行支援	3 人/57 人日	3 人/57 人日	3 人/57 人日
就労継続支援（A型）	1 人/21 人日	1 人/21 人日	1 人/21 人日
就労継続支援（B型）	80 人/1,275 人日	80 人/1,275 人日	80 人/1,275 人日
短期入所（福祉型）	5 人/21 人日	5 人/21 人日	5 人/21 人日

#### <推進方策>

- 各事業者のサービス提供体制や今後の意向を尊重しつつ、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、身近な地域で必要なサービスが利用できるように、事業の周知とサービス提供に努めます。
- 利用者の自立した生活に向け、就労支援事業の充実を図るとともに、ハローワークとの連携により、雇用に対する理解と協力の啓発に努めます。また、企業等へ授産事業への発注を働きかけ、安定した事業運営の支援と工賃の向上に努めます。
- 平成 28 年度設置予定の北秋田障害者就業・生活支援センター（仮称）との連携により、就業活動支援をはじめ、一般就労への移行後も安定した就労生活を継続できるよう支援を行います。

### ③ 居住系サービス

#### <基本的な考え方>

施設入所や入院から地域生活へ移行するにあたり、家族介護者の高齢化等により、共同生活援助（グループホーム）の確保が課題となります。また、施設入所支援にあたっては、障がいの状況やその家族のニーズに応じ、適切なサービスの提供が必要となります。

### 居住系サービスの利用見込み量

(1ヶ月あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	36 人	50 人	50 人
施設入所支援	142 人	140 人	139 人

## <推進方策>

- 地域生活への移行を進めるため、平成 27 年 4 月より宿泊型・通所型自立訓練施設が 1 ケ所、共同生活援助（グループホーム）が 2 ケ所、平成 28 年 4 月より共同生活援助（グループホーム）が 3 ケ所、社会福祉法人により運営開始予定であり、障がいの程度や社会適応能力などに応じて地域移行・地域定着の選択の幅を広げられるよう、整備を促進するとともに、必要な支援に努めます。また、施設の整備にあたり、地域住民の理解と協力が得られるように努めます。
- 施設入所支援については、サービス提供事業者と連携をとりながら障がいのある人のニーズに応じたサービスの提供に努めます。

## ④ 相談支援（サービス利用計画）

### <基本的な考え方>

地域生活への移行促進とともにニーズを適切に把握し、必要な障がい福祉サービス等が確保されるよう、サービス利用計画の作成による支援を行います。

国によるサービス利用計画作成対象者の拡大や関係機関のネットワーク、地域定着支援の推進により、施設入所や入院から地域生活へ移行を見込むものとしします。

#### 相談支援(サービス利用計画)の見込み量

(1 年あたり)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	300 人	300 人	300 人
地域移行支援	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	49 人	49 人	49 人

## <推進方策>

- 北秋田市障害者自立支援協議会において、障がいのある人のニーズや問題ケースなどの情報を共有し、意識の向上に努めます。
- 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、北秋田市障害者自立支援協議会を核としたネットワークの強化とともに、市内特定相談支援事業者の機能向上と相談支援相談専門員の育成に努めます。
- 精神障がい者の地域移行との連携により、サービス利用計画作成の周知を図りながら円滑な支援が行われるように努めます。

## (2) 地域生活支援事業の見込み量

### ① 相談支援事業

#### <基本的な考え方>

障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制の充実と、関係機関との連携を適切に行うことが必要であり、本計画期間においては基幹相談支援センターの設置に取り組んでいくことが課題です。

#### 相談支援事業の見込み量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援事業	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所
基幹相談支援センター	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
相談支援機能強化事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	1件

#### <推進方策>

- 身近な地域で必要な相談支援が受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、指定相談支援事業所のネットワーク化と関係機関の連携強化に努めます。
- 北秋田市障害者相談支援センターと相談支援事業者との連携強化、北秋田市障害者自立支援協議会の機能強化など、相談支援体制の強化を図ります。
- 障がいの状況等に応じた専門的な相談や住宅入居等に係る支援が受けられるよう、専門職員の配置及び人材の育成に努めます。
- 保護者の高齢化等により成年後見制度の必要性が高まることが見込まれることから、制度の周知を図るとともに、申請手続きの支援を行い、利用者の拡大に努めます。

## ② 意思疎通支援事業

### <基本的な考え方>

聴覚、言語機能、音声機能の障がいにより意思疎通を図ることに支障のある身体障がい者等に、意思疎通支援事業の内容を周知するとともに、利用者のニーズを把握し、サービスの利用を促進します。

#### 意思疎通支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者等派遣事業	2人	2人	2人
要約筆記者等派遣事業	1人	1人	1人

### <推進方策>

- 各事業の周知を図るとともに、秋田県手話通訳者派遣事業の利用と秋田県身体障害者福祉協会への委託により、事業の円滑な実施に努めます。
- 関係機関との連携による手話奉仕員養成講座等の開設により、地域における手話の普及に努めます。

## ③ 日常生活用具給付等事業

### <基本的な考え方>

障がいのある人が、身体能力を最大限発揮し、自立社会や社会参加を行ううえで日常生活用具は不可欠です。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な給付を行う必要があります。

#### 日常生活用具給付等事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護訓練支援用具	5件	5件	5件
自立生活支援用具	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	5件	5件	5件
情報・意志疎通支援用具	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	900件	900件	900件
住宅改修費	1件	1件	1件

### <推進方策>

- 相談支援事業との連携により、サービスの周知を図るとともに、障がいの特性に応じた用具の給付を行い、障がいのある人の安定した日常生活を支援します。

### ④ 移動支援事業

#### <基本的な考え方>

障がいのある人の自立した生活や社会参加を促進するうえで、移動支援事業のニーズは高く、事業の充実が求められています。障がいのある人の地域生活への移行が進むなかで、障がいの状況やニーズに応じた適切な事業の実施が必要となります。

#### 移動支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
個別支援型	10人/800回 (600時間)	10人/800回 (600時間)	10人/800回 (600時間)
車両移送型	40人/2,800回	40人/2,800回	40人/2,800回

### <推進方策>

- 利用の基準や要件などを明確にし、適正かつ公平な事業の実施に努めます。
- 相談支援事業との連携により、障がいのある人のニーズを把握するとともに、必要に応じて居宅介護事業との組み合わせにより、障がいの状況に対応した適切なサービス利用ができるよう努めます。
- サービス提供事業者の人材の確保及び質的向上に努めます。

### ⑤ 地域活動支援センター

#### <基本的な考え方>

地域活動支援センターで基礎的事業として実施される創作的活動、生産活動に加え、相談、啓発事業など地域活動支援センターを核に、障がい者の地域生活を促進するための地域活動支援センター機能強化事業が実施されています。

北秋田市においては、「地域活動支援センターあんず」を開設しており、更なる利用の促進を図ります。



### 地域活動支援センターの見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
利用者	10人	10人	10人

#### <推進方策>

- 地域活動支援センターに関する情報を提供し、利用の拡大に努めます。
- 障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実により、経営基盤の安定化を図るとともに、日中活動における支援体制の整備に努めます。

#### ⑥ その他、日常生活支援・社会参加支援事業

#### <基本的な考え方>

障がいのある人や家族の生活を支援するため、実施事業の周知とサービスの充実を図る必要があります。

また、地域生活支援事業は、市・県が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のため、本計画を推進していくなかで生じる新たなニーズや課題に即応した事業を随時検討していきます。

### 日常生活支援・社会参加支援事業の見込み量

(1年あたり)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人	1ヶ所/1人
訪問入浴サービス事業	3人	3人	3人
日中一時支援事業	26人	26人	26人
生活サポート事業	3人	3人	3人
社会参加促進事業	3人	3人	3人

#### <推進方策>

- 各サービスの周知に努め、事業の充実と利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。
- 障がい者のニーズを把握し、新たな事業等の検討を行います。

### (3) 計画の推進

#### ① 推進体制の確立

北秋田市障害者自立支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関・団体等との連携により推進体制の充実を図り、計画の推進に努めます。

#### ② 計画の周知及び情報提供

本計画について、地域住民や障がい者支援に関わる人々への周知を図り、障がいに関する正しい理解と関心を高めるとともに、市広報や「北秋田市障がい福祉サービスのしおり」等によりサービス内容や利用手続き等の情報提供に努めます。

また、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性を持って提供されるよう、関係機関のネットワークづくりとサービスの質の向上に努めます。

#### ③ 点検及び評価

年度ごとの計画の達成状況について、北秋田市障害者自立支援協議会において定期的な把握と点検、評価を行うとともに、適切なサービス調整機能と、新たな課題や必要な事業について協議をすることにより、計画の着実な推進に努めます。

#### ④ 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保するため、計画量に応じた財源の確保に努めます。